

小学校音楽科における 聴唱・視唱に関する内容の歴史的検討（2） —学習指導要領・指導書における「視唱」に関する内容を中心に—

小長野 隆 太
(本講座大学院博士課程後期在学)

1. 問題の所在と目的

歌唱は、楽器を用いず自分の声で演奏を行うため、音楽活動の中でも最も自然で、かつ最も直接的に音楽と関わりをもつことができる。さらに、言葉と音楽が結びつくことによって器楽にはできない音楽表現ができる。このように、歌唱には他の音楽活動にはみられない特徴があるため、我が国の音楽科教育において最も重要な位置を占めている。

歌唱は、一般的に幼児・児童期に最も発達するといわれており、特に歌唱の音高の正確さに関しては、児童期に最も発達するという研究結果が明らかになっている。例えば、Geringer (1983) は、4・5歳児と小学校4年生を対象として、歌唱の音高の正確さに関する深い音高再生 (vocal pitch matching) 能力の調査を行った。その結果、小学校7年生の音高再生能力の方が優れていることが明らかとなった。また Welch (1998) は、5歳児を対象とした歌唱の発達に関する3年間の縦断的研究で、歌唱の正確さを、歌詞の侧面と音高の侧面の2侧面から7段階で評価を行った。その結果、3年間の歌詞の正確さの評価の平均は約6点であるのに対して、3年間の音高の正確さの評価の平均は約4点と低かった。さらに、音高の正確さの評価について年齢による推移をみると、5歳、6歳ではほぼ同一であったが、7歳で若干高くなつたことが明らかとなった。さらに、水崎(2002) は、4～7歳児を対象として、「メリーさんの羊」の歌唱調査を行い、音高の正確さを検討した。その結果、年齢ごとに音高の正確さは向上しているものの、7歳児においても曲全体の約55%しか正確に歌唱できていないことが明らかとなった。Welchと水崎のどちらの研究も、歌唱の音高の正確さに関して、児童期の特に7歳以降に最も発達する可能性があると言及している点で共通している。これらの研究から、児童期、つまり小学校音楽科における歌唱指導が非常に重要であると考える。

我が国の音楽科教育における歌唱の指導・学習方法について、大きく分けて「聴唱」と「視唱」の2つの方法がある。「聴唱」とは、楽譜を見ずに、他人の歌声、楽器の音、音源を聴いて歌う方法であり、「視唱」とは、他人の歌声、楽器の音、音源を聴かずに、楽譜を見ながら歌う方法である。音楽科教育における歌唱の歴史的研究は多くあるが、「聴唱」と「視唱」に関する歴史的研究に限定すると、「視唱」における「移動ド」と「固定ド」に関する研究が多く、「視唱」全体を検討した研究や「聴唱」も含めて検討した研究はほとんどない。

以上のことから、筆者は、小学校音楽科における「聴唱」と「視唱」に関する内容の歴史的検討を行いたいと考えており、前稿^{注1)}では、学習指導要領と指導書における「聴唱」に関する内容の変遷を検討した。そこで、本稿では学習指導要領と指導書における「視唱」に関する内容の変遷を検討することとする。

2. 分析対象

本稿では、小学校学習指導要領は、昭和22年版（試案）、昭和26年版（試案）、昭和33年度版、昭和43年度版、昭和52年度版、平成元年度版、平成10年度版、小学校指導書は、昭和28年度版、昭和35年度版、昭和44年度版、昭和53年度版、平成元年度版、を用いて検討を行った。指導書は従来、学習指導要領が改訂されるたびに刊行されているが、平成10年に学習指導要領が改訂された際には、指導書は刊

行されていない。このことから、平成10年度小学校学習指導要領の指導書の代わりに、従来までの指導書としての役割をもつと考えられる平成11年小学校学習指導要領解説音楽編を用いて検討を行った。

3. 分析

試案期であった昭和22年度版と昭和26年版を除く学習指導要領は、大きく分けて「目標」と「内容」に分かれている。本稿では、学習指導要領と指導書における「視唱」に関する内容を、学習指導要領の「目標」と「内容」の2つの側面から分析、検討することとする。^{注2)}

1) 「目標」の分析

小学校学習指導要領をみると、「目標」は「小学校音楽科全体の目標」(以下、「音楽科の目標」とする)と「学年の目標」があるが、本稿ではどちらも分析対象とする。小学校学習指導要領・指導書における「音楽科の目標」および「学年の目標」の「視唱」に関する内容の抜粋を、表1に示す。それによると、昭和22年度小学校学習指導要領(試案)では、「音楽科の目標」には「読譜」に関する内容が記載されているものの、「学年の目標」には「読譜」に関する内容は記載されていない。昭和26年度小学校学習指導要領(試案)では、「音楽科の目標」と第2学年から第6学年の「学年の目標」に「読譜」に関する内容が記載されている。昭和33年度小学校学習指導要領では、「音楽科の目標」に「読譜」に関する内容は記載されていないものの、第2学年から第6学年までの「学年の目標」に「読譜」に関する内容が記載されている。昭和43年度小学校学習指導要領では、「音楽科の目標」が「総括的目標」と「具体的目標」に分けられており、「具体的目標」に「読譜」に関する内容が記載されている。また、昭和43年度までの学習指導要領に対応する指導書を概観すると、「読譜」に関する内容にはすべて「視唱」も含めて記載されている。これらのことから、昭和43年度までの学習指導要領は、「視唱」が小学校音楽科の主要な目標の1つに位置づけられているといえる。

昭和52年度の改訂では、昭和43年度小学校学習指導要領までの知識・技能を重視したカリキュラムを改める主旨から、「音楽科の目標」と「学年の目標」はともに音楽を愛好する心情の育成が重視されたものに変更され、それに伴って「読譜」に関する内容の記載も削除されている。「音楽科の目標」をみると、昭和43年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」と同じく「音楽性を培う」という語が用いられている。しかし、昭和43年度小学校学習指導要領では「音楽性とは、音楽的感覚を基盤とした鑑賞、表現、理解など音楽的諸能力の総称」(昭和44年度小学校指導書音楽編 p. 7)であるのに対し、昭和52年度小学校学習指導要領では「人間はその特性として、生まれながらにして音楽を聴いてその美しさを感じしたり、これを表現したりしようとする潜在的な能力をもっている。この能力を音楽教育の立場から人間性の一面ととらえ、これを「音楽性」と呼ぶ」(昭和53年度小学校指導書音楽編 p. 11)であるように、前者は「音楽性」を音楽的能力として明確に定義しているが、後者は「音楽性」を人間性を含めた抽象的な表現で定義しており、音楽的能力としての意味合いは弱くなっている。さらに、昭和43年度小学校学習指導要領にはあった「具体的目標」は削除され、「総括的目標」のみになっている。昭和43年度小学校学習指導要領では、「具体的目標」において「読譜」を始めとする具体的な音楽的能力や技能の育成に言及していることから、それも含めて考えると、昭和52年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」は、昭和43年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」と比較して、音楽的能力の育成という側面が著しく弱くなったといわざるをえない。

「学年の目標」をみると、第1学年から第4学年までの「学年の目標」に、「表現及び鑑賞の能力を養う」と記載されている。昭和53年度小学校指導書音楽編をみると、「表現の能力とは、(中略) 視唱(奏)の能力を指している」(昭和53年度小学校指導書音楽編 p. 15 p. 26 p. 38 p. 50)とあることから、第1学年から第4学年までの「学年の目標」に「視唱」に関する内容が含まれているといえる。ただし、第5・6学年の「学年の目標」には、第4学年までと同じく「表現及び鑑賞の能力を養う」と記載されているものの、昭和53年度小学校指導書音楽編をみると、「表現の能力とは、音楽を構成している諸要素に関する音楽的感覚と、音楽的表現に必要な技能、及びこれに欠かせない知的的理解などを総括したもの」(昭和53年度小学校指導書音楽編 p. 62 p. 74)あるように、具体的に「視唱」とは明記されていない。

このように、昭和52年度小学校学習指導要領は、「音楽科の目標」と「学年の目標」はともに「読譜」

の記載は削除され、「音楽科の目標」は音楽的能力の育成という側面が著しく弱くなっている。そして、からうじて第1学年から第4学年までの「学年の目標」に「視唱」に関する内容が含まれているのみである。これらことから、昭和52年度小学校学習指導要領では、「視唱」は小学校音楽科の目標の1つに位置づけられてはいるものの、主要な目標とはいせず、付加的なものになったといえる。

平成元年度小学校学習指導要領では、「音楽科の目標」をみると、昭和52年度小学校学習指導要領と同様に「視唱」に関する内容は記載されていない。また、昭和52年度小学校学習指導要領では「音楽性を培う」であったのが、平成元年度小学校学習指導要領では「音楽性の基礎を培う」に変更されている。平成元年度小学校指導書音楽編をみると、「音楽性とは、一般的に音楽に関する感覚、技能、知的理解等を総括したものとされる。具体的には、表現及び鑑賞の活動ができる能力、つまり音楽的能力を意味している」(平成元年度小学校指導書音楽編 p. 5)と定義されていることから、平成元年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」は、昭和52年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」と比較して、音楽的能力の育成という側面が若干強められているといえる。

「学年の目標」をみると、「原則的に2年間を通して連続的、発展的に各指導事項の内容をじっくりと身に付けていこうとしていることで、児童の音楽性を高める上で大変効果的であると考えられる」(平成元年度小学校指導書音楽編 p. 9)という理由から、第1・2学年、第3・4学年、第5・6学年というように、「目標」が2学年ごとにまとめられており、第3・4学年の「学年の目標」に、「表現及び鑑賞の能力を育てる」と記載されている。平成元年度小学校指導書音楽編をみると、「表現の能力とは、(中略) 視唱(奏)の能力などを指している」(平成元年度小学校指導書音楽編 p. 42)とあることから、第3・4学年の「学年の目標」に「視唱」に関する内容が含まれているといえる。ただし、第5・6学年の「学年の目標」には、第3・4学年までと同じく「表現及び鑑賞の能力を養う」と記載されているものの、平成元年度小学校指導書音楽編をみると、「表現の能力とは、音楽を構成している諸要素に対する感受性と、それらを基盤とした音楽的な表現の技能及び知的理解などを総括したもの」(平成元年度小学校指導書音楽編 p. 69)とあるように、具体的に「視唱」とは明記されていない。

このように、平成元年度小学校学習指導要領は、「音楽科の目標」に「視唱」に関する内容は記載されておらず、からうじて第3・4学年の「学年の目標」に「視唱」に関する内容が含まれるのみである。これらのことから、昭和52年度小学校学習指導要領と同様に、「視唱」は小学校音楽科の目標の1つに位置づけられているものの、主要な目標とはいせず、付加的なものになっている。しかし、昭和52年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」と比較すると、「音楽科の目標」は音楽的能力の育成という側面が若干強められているため、「視唱」は昭和52年度小学校学習指導要領より若干重要視されていると考えられる。

平成10年度小学校学習指導要領では、「音楽科の目標」をみると、平成元年度小学校学習指導要領と同様に、「視唱」に関する内容は記載されていない。また、平成元年度小学校学習指導要領では「音楽性の基礎を培う」であったのが、平成10年度小学校学習指導要領では「音楽活動の基礎的な能力を培い」に変更されており、「音楽科の目標」に“能力”という語が加わった。平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編をみると、「音楽活動の能力とは、表現や鑑賞の活動に必要となる音楽的な諸能力」(平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p. 11)と定義されており、前述した「音楽科の目標」に“能力”という語が加わったことも含めて考えると、平成10年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」は、平成元年度小学校学習指導要領の「音楽科の目標」より、音楽的能力の育成という側面が強められているといえる。

「学年の目標」をみると、第3・4学年、第5・6学年に「基礎的な表現の能力を伸ばし」と記載されている。平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編をみると、「表現の能力とは、(中略) 視唱、視奏の能力を指している」(平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p. 37 p. 54)とあることから、第3・4学年、第5・6学年の「学年の目標」に「視唱」の能力の育成が含まれているといえる。また、第5・6学年の「学年の目標」にある「表現の能力」の定義に着目すると、昭和53年度小学校指導書音楽編では、「表現の能力とは、音楽を構成している諸要素に関する音楽的感覚と、音楽的表現に必要な技能、及びこれに欠かせない知的理解などを総括したもの」(昭和53年度小学校指導書音楽編 p. 62 p. 74)、平成元年度小学校指導書音楽編では、「表現の能力とは、音楽を構成している諸要素に対する感受性と、それらを基盤とした音楽的な表現の技能及び知的理解などを総括したもの」(平成元年度小学校指導書音楽編 p. 69)があり、具体的に「視唱」と明記されておらず、総合的な能力として定義されている。それに対して、平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編では、前述したように、「表現の能力とは、(中略) 視唱、視奏の

能力を指している」(平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p.37 p.54)と、具体的に「視唱」と明記されている。このことから、昭和52年度小学校学習指導要領と平成元年度小学校学習指導要領は、平成10年度小学校学習指導要領より第5・6学年に高い水準を要求していると考えられる。

このように、平成10年度小学校学習指導要領は、「音楽科の目標」に「視唱」に関する内容は明記されていないものの、「音楽活動の基礎的な能力を培い」というように、“能力”という語が加わったことから、音楽的能力の育成という側面が強められている。また、第3・4学年、第5・6学年の「学年の目標」に「視唱」に関する内容が含まれている。これらのことから、「視唱」が小学校音楽科の主要な目標の1つに位置づけられているというには不十分であるかもしれないが、平成元年度小学校学習指導要領より明らかに重要視されているといえる。

このように、昭和52年度の改訂以降は、「音楽科の目標」に「視唱」に関する内容は明記されておらず、「学年の目標」に「視唱」に関する内容が含まれているのみであり、「視唱」が小学校音楽科の主要な目標の1つに位置づけられているとはいえない。しかし、昭和52年度の改訂以降の3つの学習指導要領(昭和52年度小学校学習指導要領・平成元年度小学校学習指導要領・平成10年度小学校学習指導要領)を比較すると、昭和52年度小学校学習指導要領、平成元年度小学校学習指導要領、平成10年度小学校学習指導要領の順で、少しづつではあるが、「視唱」が再び重要視されるようになっていると考える。

表1 学習指導要領・指導書における「音楽科の目標」および「学年の目標」の「視唱」に関する内容の抜粋

「視唱」に関する内容の記述	
S22	第一章 音楽教育の目標 五 楽譜を読む力及び書く力を養う。
S26	III 小学校の音楽教育の目標 3 次のような音楽的表現の技能を養い、音楽を通しての自己表現の能力を伸ばす。 4) 楽譜を読んだり書いたりする技能。 第Ⅲ章 各学年の指導目標と指導内容 I 幼稚園ならびに第1学年 歌唱(指導目標) II 第2学年 歌唱(指導目標) 7. 読譜や記譜に関する背景を豊かにし、準備を整える。 III 第3学年 歌唱(指導目標) 4. 読譜の能力を伸ばす。 6. 楽譜を見て、旋律の動きがわかる能力を伸ばす。 7. 楽譜を見てリズムがわかる能力を伸ばす。 8. ひとりで読める能力を伸ばす。 IV 第4学年 歌唱(指導目標) 5. 読譜や記譜の能力をいっそう伸ばす。 V 第5学年 歌唱(指導目標) 第6学年 歌唱(指導目標) 5. 読譜や記譜の能力をさらに伸ばす。
S33	第2学年 1 目標 (3) 階名唱やリズム唱にいっそう慣れさせ、読譜能力の素地を養う。 第3学年 1 目標 (3) 簡単な楽譜に親しませ、楽譜についての初步的な理解をもたせ、読譜および記譜の基礎能力を養う。 第4学年 1 目標 (3) 楽譜についての理解を深め、読譜および記譜の基礎能力を伸ばす。 第5学年 1 目標 (3) 楽譜についての理解を深め、読譜および記譜の能力を伸ばし、自主的な学習ができるようになる。

	<p>第6学年 1 目標 (3) 楽譜についての理解を深め、読譜および記譜の能力をいっそう伸ばし、自主的な学習ができるようにする。</p>
S43	<p>第1 目標 音楽性をつちかい、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う。このため、 3 音楽的感覚の発達を図るとともに、聴取、読譜、記譜の能力を育て、楽譜についての理解を深める。</p>
S52	<p>第1・2学年 1 目標 (2) リズムの聴取や表現に重点を置いて、表現及び鑑賞の能力を養う。 表現の能力とは、具体的にはリズム、旋律、和声、フレーズ、速度、強弱、音色など、音楽を構成している諸要素に関する感覚を基盤とした表現の技能、及び楽譜についての理解と視唱（奏）の能力を指している。（昭和53年度小学校指導書音楽編 p. 15 p. 26）</p> <p>第3・4学年 1 目標 (2) 旋律の聴取や表現に重点を置いて、表現及び鑑賞の能力を養う。 表現の能力とは、具体的にはリズム、旋律、和声、フレーズ、速度、強弱、音色など、音楽を構成している諸要素に関する音楽的感覚、歌唱、器楽、創作、などに関する表現の技能、及び楽譜についての理解と、視唱（奏）の能力を対象としている。（昭和53年度小学校指導書音楽編 p. 38 p. 50）</p>
H元	<p>第3・4学年 1 目標 (2) 旋律の聴取や表現に重点を置いて、表現及び鑑賞の能力を育てる。 表現の能力とは、拍の流れやリズム、旋律、フレーズ、速度、強弱、音色など、音楽を構成している諸要素に対する感受性と、それらを基盤とした音楽的な表現の技能及び楽譜についての理解や視唱（奏）などの能力を指している。（平成元年度小学校指導書音楽編 p. 42）</p>
H10	<p>第3・4学年 1 目標 (2) 旋律に重点を置いた活動を通して、基礎的な表現の能力を伸ばし、音楽表現の楽しさを感じ取るようにする。 表現の能力とは、リズム、旋律、強弱、速度、音色、和音や和声、拍の流れやフレーズなど、音楽を特徴付けている諸要素に対する感受性と、それらを基盤とした音楽的な表現の技能及び楽譜についての理解や視唱、視奏などの能力を指している。（平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p. 37）</p> <p>第5・6学年 1 目標 (2) 音の重なりや和声の響きに重点を置いた活動を通して、基礎的な表現の能力を高め、音楽表現の喜びを味わうようにする。 表現の能力とは、リズム、旋律、強弱、速度、音色、和音や和声、拍の流れやフレーズなど、音楽を特徴付けている諸要素に対する感受性と、それらを基盤とした音楽的な表現の技能及び楽譜についての理解や視唱、視奏などの能力を指している。（平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p. 54）</p>

2) 「内容」の分析

指導書を概観すると、「豊かな音楽活動をするための基礎となる聴唱や聴奏及び視唱や視奏」（平成元年度小学校指導書音楽編 p. 18, 平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p. 32）とあるように、「視唱」は前稿で検討した「聴唱」と同様に音楽活動の基礎として位置づけられていることがわかる。

次に、詳細に分析、検討を行っていくが、(1)「視唱する曲の調」、(2)「リズム譜」・「絵譜」、の2点から分析、検討することとする。

(1) 「視唱する曲の調」

「視唱する曲の調」の変遷を、表2に示す。まず、「視唱」の導入時期から検討する。昭和22年度小学

校学習指導要領（試案）では、「視唱する曲の調」は明記されていないが、「視唱」 자체は第3学年から行うように記載されている。昭和26年度小学校学習指導要領（試案）では、「視唱する曲の調」は第3学年から明記されているが、「ごく簡単な視唱をする」というように、「視唱」 자체は第2学年から行うように記載されている。昭和33年度小学校学習指導要領では、「視唱」は第3学年から導入されている。昭和43年度小学校学習指導要領では、「基礎」の領域が新設されたことから、「視唱」は第2学年から導入されている。昭和52年度の改訂以降は、「視唱」はいずれも第3学年から導入されている。このことから、「視唱」の導入時期は、学習指導要領の改訂に関わらず、第2・3学年でほぼ同一であることがわかる。

次に、導入する調の種類を検討する。昭和22年小学校度学習指導要領（試案）には、「視唱する曲の調」は明記されていない。昭和26年度小学校学習指導要領（試案）では、長調、短調とともにシャープ、フラットが3つの調（長調：イ長調・変ホ長調、短調：嬰ヘ短調・ハ短調）まで導入されている。昭和33年度小学校学習指導要領では、長調はシャープが2つの調（ニ長調）までとフラットが1つの調（ヘ長調）まで、短調はシャープ、フラットが1つの調（ホ短調・ニ短調）まで導入されている。昭和43年小学校学習指導要領では、長調、短調とともにシャープ、フラットが1つの調（長調：ト長調・ヘ長調、短調：ト短調・ニ短調）まで導入されている。昭和52年度小学校学習指導要領と平成元年度小学校学習指導要領では、長調、短調とともにフラットが1つの調（ヘ長調・ニ短調）まで導入されている。平成10年度小学校学習指導要領では、長調、短調とともに調号のつかない調（ハ長調・イ短調）のみ導入されている。このように、昭和33年度小学校学習指導要領から導入する調の種類が徐々に削減されていることがわかる。これは、「学習負担の適正化などの意味から」（昭和53年度小学校指導書音楽編 p.5）や「小学校において困難になりがちであった」（平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p.6）とあるように、児童の実態に合わせようとする意図がみられる。また、昭和26年度から昭和43年度までの学習指導要領には、日本旋法の旋律の視唱も行うように記載されているが、昭和52年度の改訂で削除されている。こ

表2 「視唱する曲の調」の変遷

	S26	S33	S43	S52	H元	H10
1年						
2年	*1		C			
3年	C	C	C	C	C	C
4年	C, F, a*2	C, F, a	C, a*6	C, a	C, a	
5年	C, G, F, D, B, a, e, d, h, g*3	C, F, G, a, d*5	F, d*6	F	F	C, a
6年	C, G, F, D, B, A, Es, a, e, d, h, g, fis, c*4	C, F, G, D, a, d, e*5	G, e*6	F, d	F, d	

注) 昭和22年度小学校学習指導要領（試案）は、視唱する曲の調は明記されていないので、表から除外した。

ただし、視唱自体は第3学年から行うように記載されている。

*1 第2学年に「ごく簡単な視唱をする」と記載されている。ただし、視唱する曲の調は明記されていない。

*2 「およびそれらの調号を有する日本音階による旋律」と記載されている。

*3 「なお、イ・ホ・ニ・ロ・ト短調、ならびにそれらの調号を有する日本音階による旋律のうち、若干を加える」と記載されている。

*4 「なお、イ・ホ・ニ・ロ・ト・嬰（えい）ヘ・ハ短調、ならびにそれらの調号を有する日本音階による旋律のうち若干を加える」と記載されている。

*5 「それらと同じ調号をもつ日本旋法の旋律を視唱する」と記載されている。

*6 「それらと同じ調で書かれた日本旋法の旋律を視唱・視奏すること」と記載されている。

れも、視唱する調の種類が削減された理由と同じく、「学習負担の適正化などの意味から」（昭和53年度小学校指導書音楽編 p.5）であるように、児童の実態に合わせようとする意図がみられる。

(2) 「リズム譜」・「絵譜」

「リズム譜」と「絵譜」は、「絵譜やリズム譜を有効に活用して、中学年以後の視唱が円滑に移行できるようにしておくことがたいせつである」（昭和35年度小学校音楽指導書 p.125）とあるように、「視唱」の前段階としての学習として位置づけられており、「視唱」を行うための重要な学習内容の1つと考えられていることがわかる。

「リズム譜」に関する内容の変遷を、表3に示す。それによると、昭和22年度小学校学習指導要領（試案）では、「リズム譜」に関する内容は記載されていないが、昭和26年度小学校学習指導要領（試案）から昭和43年度小学校学習指導要領では、第2学年から第6学年まで記載されている。さらに、昭和33年度小学校学習指導要領には、「リズム譜」の譜例も記載されている。また、第3学年から第6学年まで、「二組に分れて、リズム譜を見ながら次の基本リズムの打ち方に慣れる」というように、2組に分かれて「リズム譜」を演奏するように明記されている。昭和52年度小学校学習指導要領では、「リズム譜」に関する内容は削除されるが、これは、「今回の改訂に当たっては、知識の伝達に偏っている傾向を改めることが、重要な課題とされる」（昭和53年度小学校指導書音楽編 p.1）とあるように、昭和43年度までの知識・技能の重視したカリキュラムを改める主旨から、教育内容の精選が行われたことが原因であると考えられる。平成元年度の改訂以降には、「リズム譜」に関する内容は再び記載されるようになり、平成元年度小学校学習指導要領には第2学年、平成10年度小学校学習指導要領には第1・2学年に記載されている。

このように、「リズム譜」に関する内容は、昭和52年度の改訂によって一度は削除されたものの、平成元年度小学校学習指導要領、平成10年度小学校学習指導要領には再び記載されるようになったことを考えると、「リズム譜」の重要性が再び認められるようになったと考えられる。しかし、平成元年度小学校学習指導要領の2内容A表現(1)ウにおいては、「リズム譜を見て演奏すること」と記載されているのに対し、平成10年度小学校学習指導要領の2内容A表現(1)イにおいて、「リズム譜を楽しんだりすること」と変更されている。これら2つの学習指導要領は、「リズム譜」を「視唱や視奏の導入」（平成元年度小学校指導書音楽編 p.30）や「視唱力や視奏力の基礎」（平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p.24）というように、どちらも「視唱」の基礎として位置づけられているものの、「リズム唱やリズム奏ができることが必要である」（平成元年度小学校指導書音楽編 p.30）に対して、「リズム唱やリズム打ちを通してリズムに対する感覚を十分に培う」（平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p.24）というように、平成10年度の改訂によって「リズム譜」で獲得できると期待される能力の水準が若干低くなつた印象は否めない。

「絵譜」に関する内容の変遷を、表3に示す。それによると、昭和22年度小学校学習指導要領（試案）では、「絵譜」に関する内容は記載されていない。同様に、昭和26年度小学校学習指導要領（試案）にも、「絵譜」に関する内容は記載されていないが、昭和28年度小学校学習指導書音楽科編には「絵譜」とは明記されていないものの譜例が記載されている。昭和33年度小学校学習指導要領では、「絵譜」に関する内容は第1・2学年に記載されているが、昭和43年度小学校学習指導要領には第1学年のみの記載に留まっている。これは、「絵譜」に対して、「絵譜だけによる指導を2年間も続けるのは無駄が多く」^{注3)}や「絵本のように美しい教科書は、かえって本譜への導入のさまたげになっている」^{注3)}というような批判的な意見が多かったことが原因であると考えられる。しかし、「絵譜」が削除されなかつたのは、「絵譜による指導が、（中略）児童の心理や理解力に照らして無視できないものであり、むしろこれの活用によって5線の楽譜への導入をスムーズにすすめることができる」^{注3)}というように、「絵譜」が「視唱」を行うための重要な学習内容であるという一定の認識があつたからであると考えられる。

しかし、昭和52年度小学校学習指導要領では、「絵譜」に関する内容は削除されている。これは、前述した「リズム譜」と同じく、「今回の改訂に当たっては、知識の伝達に偏っている傾向を改めることが、重要な課題とされる」（昭和53年度小学校指導書音楽編 p.1）とあるように、昭和43年度までの知識・技能を重視したカリキュラムを改める主旨から、教育内容の精選が行われたことが原因であると考えられる。しかし、平成元年度の改訂以降は、学習指導要領には「絵譜」に関する内容は記載されていないものの、平成元年度小学校指導書音楽編、平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編の「指導計画の作成と

各学年にわたる内容の取り扱い」に記載されている。そこには、「その場合^{注4)}の楽譜については、(中略)絵譜やグラフィックによるものなど、児童の実態や活動の内容に応じて工夫をした様々なものを含めて考えるようとする」(平成元年度小学校指導書音楽編 p. 102, 平成11年度小学校学習指導要領解説音楽編 p. 78)と記載されており、「絵譜」は教師が任意に導入するものとして取り扱われていることがわかる。このことから、「絵譜」の重要性は昭和33年度小学校学習指導要領、昭和43年度小学校学習指導要領より明らかに低くなつたといえる。

表3 「リズム譜」・「絵譜」に関する内容の変遷

	S22	S26	S33	S43	S52	H元	H10
リズム譜	×	○ (2-6) *1	○ (2-6) *2	×	○ (2)	○ (1-2)	
絵譜	×	△	○ (1-2)	○ (1)	×	△	△

注) () 内は記載されている学年を示している。また、○は学習指導要領、△は指導書、または学習指導要領解説に記載されている。

*1 「リズム譜」の譜例が記載されている。また、第3学年から第6学年まで、「二組に分れて、リズム譜を見ながら次の基本リズムの打ち方に慣れる」とあるように、2組に分かれてリズム譜を演奏するように明記されている。

*2 第2学年には、「簡単なリズム譜を見て、リズム唱やリズム奏をすること」と記載されている。

4. 考察

以上のように、小学校音楽科の学習指導要領・指導書における「視唱」に関する内容の変遷を、学習指導要領の「目標」と「内容」の2つの侧面から分析、検討してきたが、以下のことが明らかとなった。

「目標」をみると、昭和43年度小学校学習指導要領までは、「音楽科の目標」、または「学年の目標」に「読譜」に関する内容が記載されていることから、「視唱」は小学校音楽科の主要な目標の1つに位置づけられていた。しかし、昭和52年度の改訂によって、「音楽科の目標」と「学年の目標」から「読譜」の記載は削除され、「視唱」に関する内容はかろうじて「学年の目標」に含まれるのみとなつたことから、「視唱」は小学校音楽科において主要な目標とはいえず、付加的なものになつた。しかし、平成元年度、平成10年度と改訂が進むごとに、少しづつではあるが、「視唱」が再び重要視されるようになっている。しかし、「内容」をみると、「視唱」は音楽活動の基礎として小学校の音楽科教育で重要な位置づけをされているにもかかわらず、「視唱する曲の調」は昭和33年度の改訂から徐々に削減され、「リズム譜」と「絵譜」は昭和52年度の改訂を境にして、内容が削減される、または水準が低くなっている。これらことから、「視唱」に関する内容において、小学校学習指導要領の「目標」と「内容」は乖離しているといえる。我が国において学習指導要領は非常に重要であり、大きな影響力をもつことはいうまでもない。そういう学習指導要領が「目標」と「内容」が乖離しているという矛盾をはらんでいること自体が大きな問題であるとともに、実際の教育実践に混乱をもたらすものであるので、早急に改善すべきであると考える。

また、「内容」が削減された結果、現在、児童は「視唱」の能力を全く獲得できていないと考えられる。それを示すデータとして、1つ先行研究を挙げることとする。吉富(2002)は、小学校4・5・6学年の児童41名(全員学校教育以外での音楽的経験はない)を対象に、ハ長調、2/4拍子、4小節、ドからソまでの音域で、3度跳躍までの簡単な旋律の初見視唱テストを行った。その結果、階名をつぶやいた児童が1名いただけで、他の40名は歌うことはもちろん階名を読むこともできなかつた。この事例だけでは一般化することはできないが、多くは似たような状況であると考えられ、「視唱」は小学校音楽科において形骸化してしまっているといつても過言ではない。「視唱」は、前稿で検討した「多声部の中での聴唱」と同様に、学校教育以外での一般的な音楽活動で獲得できるとは考えにくく、そういう能力を獲得させるためには、学校教育での系統的な指導が必要である。つまり、「視唱」は音楽科固有の学力であるといえ、この学力は保障されるべきであると考える。しかし、前述した先行研究でも明らかなように、この学力は保障されていないのが現状であろう。

以上のことから、現行の学習指導要領では「視唱」を獲得するには不十分であり、「視唱」を獲得するには、より緻密で系統的なカリキュラムが必要であると考える。つまり、「聴唱」と「視唱」のそれぞれの内容を充実させるとともに、本稿で検討した「リズム譜」や「絵譜」のような「視唱」の前段階の学習内容を充実させ、それを効果的に配列し直すことで、児童は無理なく「聴唱」から「視唱」へ移行できると考える。

以上、学習指導要領・指導書における「視唱」に関する内容を検討してきたが、今後は「聴唱」から「視唱」へ適切に移行するための「聴唱と視唱の連結」に関する内容の変遷を検討していきたい。

5. 注

- 1) 小長野隆太（2004）「小学校音楽科における聴唱・視唱に関する内容の歴史的検討（1）－学習指導要領・指導書における「聴唱」に関する内容を中心に－」『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第50巻、に掲載予定である。
- 2) 以後、学習指導要領の「目標」、「内容」を示す場合は、「」をつけることとする。
- 3) 真篠将編（1986）『音楽教育四十年史』東洋出版社、p. 124
- 4) 前後の文脈から判断して、「その場合」とは「読み説」のことを指している。

6. 引用・参考文献

- 1) Geringer, J. M. (1983) The Relationship of Pitch-Matching and Pitch-Discrimination Abilities of Preschool and Fourth-Grade Students, *Journal of Research in Music Education*, Vol.31, No.2, pp.93-99.
- 2) 真篠将編（1986）『音楽教育四十年史』東洋出版社
- 3) 水崎誠（2002）「幼児・児童の歌唱の音程に関する研究」『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第48巻、第2部、pp. 228-233.
- 4) 文部省（1947）『小学校学習指導要領 音楽科編（試案）』東京書籍
- 5) 文部省（1951）『小学校学習指導要領 音楽科編（試案）』教育出版
- 6) 文部省（1958）『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- 7) 文部省（1968）『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- 8) 文部省（1977）『小学校学習指導要領』大蔵省印刷局
- 9) 文部省（1989）『小学校学習指導要領』教育芸術社
- 10) 文部省（1998）『小学校学習指導要領』教育芸術社
- 11) 文部省（1953）『小学校学習指導書 音楽科編』教育出版
- 12) 文部省（1960）『小学校音楽指導書』教育出版
- 13) 文部省（1969）『小学校指導書 音楽編』東洋館
- 14) 文部省（1978）『小学校指導書 音楽編』教育芸術社
- 15) 文部省（1989）『小学校指導書 音楽編』教育芸術社
- 16) 文部省（1999）『小学校学習指導要領解説 音楽編』教育芸術社
- 17) Welch, G. F. (1998) Early Childhood Musical Development, *Research Studies in Music Education*, No.11, pp.27-41.
- 18) 吉富功修（2002）「音楽科における学力の構想と「知」および基礎・基本」『学校教育』第1023号、pp. 6-11.
- 19) 吉富功修（2003）「音楽科の基礎・基本を考える—音高の体制化をめぐって—」『学校教育』第1031号、pp. 6-11.
- 20) 吉富功修（2004）「音楽科の学力と授業実践—音楽科の学力とは何か—」『学校教育』第1048号、pp. 6-11.